行 発

宮 城 県 (総務部県政情報·文書課) 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 本町三丁目8番22(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基

づく自立支援医療を行う医療機関の指定

(精神保健推進室)

六

指定医療機関の辞退の届出

○宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 ○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 ○開発行為に関する工事の完了 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

ページ

○教育委員会定例会の開催

教育委員会

(警察本部会計課)

七

七

七

(建築宅地課) 同

七

選挙管理委員会

○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選

挙権を有する者の数

定に関する規則の一部を改正する規則 九条の規定に基づく第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外の認 (環境政策課)

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十

規

則

目

次

示

○有害図書類の指定 ○県税に関する申告の期限の延長

(共同参画社会推進課)

社会福祉課)

 \equiv

同

四

税

務

課

○石巻市道元明神大街道東二丁目線1号事件裁決手続開始決定

九

九

九

八

収用委員会

○県道山下停車場線1号事件裁決手続開始決定

規

則

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく

指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出

○飼料の試験結果の公表

○海岸保全区域の変更 (三件)

○土砂災害警戒区域の指定

数料の収納事務の委託

○保安林の指定の解除の予定

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○パーキング・メーター作動及びパーキング・チケット発給に係る手

(警察本部会計課)

六

号イ」を「第四十九条第一号ロ」に改める

第十条を第十二条とし、

第九条を第十一条とし、

第八条を第十条とする

(水産業基盤整備課)

森林整備課

畜

産

課

○宮城県規則第十八号

同

Ŧī.

令和二年三月十三日

河

Ш

課

七 七 六 Ŧī.

(防災砂防課)

0 Ŧî.

フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則

(平成十五年宮城県規則第百四号)

0)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第一種

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第 一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則

宮城県知事

村

井

嘉

浩

同

部を次のように改正する。

一条第一

一項中

「引き渡した」

の下に「フロン類を」

を加え、

同条第三項第九号中「第四十九条第

障害福祉課

Ŧī.

フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基づく第

○生活保護法による指定介護機関の指定

○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出

宮

指定障害福祉サービス事業者の指定

○海岸保全区域の変更

公

告

二条を加える。 第七条第一項中 「前条第二項」を「第六条第二項」に改め、同条を第九条とし、第六条の次に次の

(電磁的記録による作成)

第七条 認定事業者が、前条第一項に規定する事項について電磁的記録(電子的方式、 等」という。)をもって調製する方法により作成を行わなければならない これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物(以下「磁気ディスク る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他 る情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成を行う場合は、認定事業者の使用に係 の他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機によ 磁気的方式そ

(電磁的記録による保存

報

第八条 認定事業者は、第六条第一項に規定する事項について電磁的記録による保存を行う場合は、 次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

- ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法 作成された電磁的記録を認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気
- てできた電磁的記録を、認定事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディ スク等をもって調製するファイルにより保存する方法 **書面に記載されている事項をスキャナ(これに準ずる画像読取装置を含む。)により読み取っ**
- 2 ければならない の他の機器に表示でき、及び当該事項を記載した書面を作成することができるための措置を講じな された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式でその使用に係る電子計算機そ 認定事業者が、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録

宮

(施行期日)

この規則は、 令和二年四月一日から施行する。

(知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に

関する規則の一部改正

2 づく第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則(平成十五年宮城県規則第 関する規則(平成十九年宮城県規則第八十六号)の一部を次のように改正する 知事の所管する条例等に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に 別表第三フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基

百四号)の項を削っ

づく第一種フロン類充塡回収業者の引渡義務の例外の認定に関する規則の項を削る 別表第五フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第四十九条の規定に基

示

告

○宮城県告示第百八十二号

宮城県県税条例(昭和二十五年宮城県条例第四十二号)第十三条第一項の規定により、同条例第四

げる地域に事務所又は事業所を有する納税義務者に係るものについては、令和二年四月十六日まで延 十九条第一項及び第二項の規定による令和二年度の個人の事業税の申告に関する期限のうち、 次に掲

令和二年三月十三日

長する。

県内の市町村(角田市及び伊具郡丸森町を除く。)

宮城県知事

村

井

嘉

浩

○宮城県告示第百八十三号

を青少年に有害な図書類として指定する。 青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、

令和二年三月十三日

村 井 嘉

浩

指定図書類

七	六	五.	四	Ξ	=	_	番号
雑	雑	雑	雑	雑	雑	雑	種
誌	誌	誌	誌	誌	誌	誌	類
BE - BOY GOLD 2月号 2020	麗人 3 42 25 - 0 2 0 3 m a r.	m i 8 8 8 7 7 - 0 0 A R 3 月号 20 2 0	恋愛宣言PINKY 4月号 2020	恋愛白書パステル 2020 4 APR.	無敵恋愛S*girl 3 2020	3 Y o M u a n r g c c h L o 2 V e 2 0 C o m i c c a y a	図書類の名称
株式会社リブレ	株式会社竹書房	株式会社秋水社	株式会社秋水社	株式会社宙おおぞら出	株式会社ぶんか社	版本式会社宙おおぞら出	発行所

南		<u> </u>	南		<u> </u>		^	指定	律第	国の四	生	〇宮	犯	は、	last			,								_
南桜ホー	事	居宅療養管理指導	南桜ホ	事	訪問看護		令和二年三月十三日	指定介護機関として次のとおり指定した。	律第三十号)第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、	国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰	○宮城県告示第百八十四号	犯罪を誘発するため、		図書類の内容が、	指定理由		<u>+</u>		+			九		八	
ム	業	養管理	ームケ	業	護		年三日	関と	第一	びに	法。	示第五	発すっ	く犯罪	の内容	由		雑		書			書		雑	
ケアクリニッ	所	生指導	ケアクリニッ	所			十三	して次	一四条	水住帰	和二	八十	っため	著しく犯罪を誘発し、	谷が、			÷+-		fr.fc-			<i>የአ</i> ተ		≓ 4-	
リニッ	の 名	.,	リニッ	の名			日	のと	第四	国し	土五	· 四 号	青	発し、	かか			誌 裏 8		籍里	3	欲	籍		誌 F	_
ク	称		ク	称				おり指	項の坦	た中国	牛法律		少年の		ら八の		0 1 8	モノ	I S	男のエ		望追	モノ	0 5	EX特ダネ	$\frac{1}{7}$
								差し	焼定に	残留	第百		健全	が十	図書		8 0 5	裏モノJAPAN	I S B N 9 7 8	口知亩	N o	5 のっ	裏モノ J A P A N	0 5 4 5 2 -3	ダネ	1 7 7 7 9
柴田			柴田					た。	よりこ	邦人等	十四		青少年の健全な育成を阻害すると認められる。	一 の 図	から八の図書類にあっては、		0	A N	7 8	知恵140	I S B N 9 7 8	欲望追究の20年史	A N	3	N G	0 2
柴田郡大河原町字南桜町七-			柴田郡大河原町字南桜町七						て の 例	及び	号)		を阻	書類	めって		4	4	4	0	1 4 1		~		S	2
原町	事		原原町	事					によ	特定配	第五十		害する	にあっ				2 0 2 0				B L A C K	ストセ		S H O T	
字南松	業所		字南松	業所		宮城			るもの	偶者	-四条		と認	ては	しく			2	8 6 5 3 7		8 6 5 3 7	C K	レクション		第 3 号	
を 町 七	別 の		街町七	¹⁹ の		宮城県知事			とさ	の自立	の 二 ※		められ	著	性的感				- 1		- 1		ション		号	
八	所		八	所					れた世	立の支	- 現		る。	しく性	著しく性的感情を刺激				1 7 5		1 7 0					
	在			在		村			場合を	援に関	中国			十及び十一の図書類にあっては、著しく性的感情を刺激し、	刺激			株		株	ı		株	ン	株	_
	地			地		井			含む。	敗する	 			育を刺	し、九			株式会社鉄人社		株式会社鉄人社			株式会社鉄人社		株式会社インテルフィ	
						嘉			() () ()	法律	邦人知			激し、	九の図書			红 鉄 人		红鉄人			红 鉄人		任イン	
						浩			規定に	平成	等の円				書類に			社		社			社		テル	
齋藤	申		齋藤	申		ин			より、	六年	[滑な]			かつ著しく	図書類にあって										フィ	_
雄一	請者		雄一	請者						法	帰			<u> </u>	T											
	の			の																						
	名 称			名称																						
柴田			柴田																							
郡大河			郡大河																							
原町	申		原町	申																						
田郡大河原町字南桜町二 –	請者		田郡大河原町字南桜町二 –	請者																						
医町 二	りの			りの																						
	所			所																						
	在			在																						
	地			地																						
<u> </u>																										
令和元年十二月	***		令和元年十二月	11×																						
年十二	指定		年十二	指定																						
月一	年月			年月																						
日	日日		日	日日																						

第86号	令和	2年3月13日 金曜日	1	宮	城	県	公	報	ł						(4)
マリーン調剤薬局上桜木店	事業所の名称	室した指定介護機関から、次のとおり 定した指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関から、次のとおり でした指定介護機関がら、次のとおり でした指定介護機関がら、次のとおり でした指定のできる。 でした指定のできる。 でした指定のできる。 でしたがでしたができる。 でしたがでしたができる。 でしたがでしたができる。 でしたがでしたができる。 でしたができる。 でしたがでしたができる。 でしたがでしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたがでしたができる。 でしたがでしたができる。 でしたがでしたができる。 でしたる でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたができる。 でしたる。 でしたる でしたる でしたる でしたる でしたる でしたる でしたる でしたる	△宮城県告示第百八十五号	社会福祉法人紀心会グループホー	事業所の名称	六 介護予防認知症対応型共同生活介護	南桜ホームケアクリニック	事業所の名称	五 介護予防居宅療養管理指導	南桜ホームケアクリニック	事業所の名称	四 介護予防訪問看護	社会福祉法人紀心会グループホー	事業所の名称	三 認知症対応型共同生活介護
富谷市上桜木二-一-七	事業所の所在地	宮城県知事 村 井 嘉 浩定した指定介護機関から、次のとおり廃止した旨届出があった。	(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰第百八十五号	亘理郡山元町山寺字堤山八 – 三	事業所の所在地	沪護	柴田郡大河原町字南桜町七-八	事業所の所在地		柴田郡大河原町字南桜町七-八	事業所の所在地		亘理郡山元町山寺字堤山八 – 三	事業所の所在地	
株式会社アクア	開設者の名称	規定により指	等の円滑な帰	社会福祉法人紀心会	申請者の名称		齋藤雄一	申請者の名称		齊藤雄一	申請者の名称		社会福祉法人紀心会	申請者の名称	
介護予防居宅療養管理指導	介護サービスの種類			亘理郡山元町山寺字堤山八 – 三	申請者の所在地		柴田郡大河原町字南桜町二 – 一	申請者の所在地		柴田郡大河原町字南桜町二-一	申請者の所在地		亘理郡山元町山寺字堤山八 – 三	申請者の所在地	
令和元年十一月一日	廃止年月日			令和元年十二月一日	指定年月日		令和元年十二月一日	指定年月日		令和元年十二月一日	指定年月日		令和元年十二月一日	指定年月日	

○宮城県告示第百八十七号

四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出が

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

あったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

令和二年三月十三日

特別養護老人ホーム七峰荘 黒川郡大衡村大瓜字長町七十七番地三 社会福祉法人永楽会 介護予防短期入所生活介護

○宮城県告示第百八十六号

二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十 一条第一号の規定により告示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

〇四一三二〇〇一六五	〇四一〇九一七〇九〇	〇四一〇二一〇五一二	事業所番号
三十二番地五 遠田郡美里町字峯山 よつば農園	浦四 – 一 多賀城市山王字東松 みんなの家	十巻市蛇田字小斎八めだかのたいよう	所在地事業所の名称及び
型就労継続支援B	居宅介護	型就労継続支援B	ービスの種類 指定障害福祉サ
ル	ーンファミリ 株式会社グリ	株式会社めだ	設置者名
令和二年三月 日	令和二年三月 日	令和二年三月 日	指定年月日

報

○宮城県告示百八十八号

項の規定により、令和元年十月及び十二月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七

令和元年十二月

日

令和二年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉

浩

宮城県知事

村

井

嘉

〇四十二六三〇〇二二		事業所番号
まの郷 という という とり	南一三五番地 アPO法人介護セン アPO法人介護セン	所在地事業所の名称及び
重度訪問介護	居宅介護	福祉サービスの種類廃止する指定障害
協同組合生活	動法人心	設置者名
三十一日	三十一日三月	廃止年月日

令和元年12月収去 安全性に関する検査

株式会社稲井 塩釜市	塩釜水産飼料株式会 社 塩釜市	製造事業場等の 名称及び所在地	
同左	同左	収去場所	
60%イナホフィッシュミー ル	んの% フィッシュミール	魚 料の名称	
R01.12	R01.1	襲 禮 (人 祖 儿	
	[2	二一(叶	
重 金 属-カドミウ	[2] 重 金 属-カドミウ.	<u></u>	
) 風	金 属 –	神	
金 属-カドミウム, 鉛,	金 属-カドミウム, 鉛,		
金 属-カドミウム, 鉛,	金 属-カドミウム, 鉛,	THE STATE OF THE S	

違反の有無及び違反の内容

淮

浦

令和元年10月収去 栄養成分に関する検査

株式会社サイボク飼料 料 栗原市 製造事業場等の 名称及び所在地 同左 収去場所 肥育用4 虘 梦 9 安 称 製 灣 道人 門 R01.10 | 栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん 꽤 碶 屈 Ш 違反の有無及び違反の内容 浦

令和元年12月収去

津			5,粗灰分	栄養成分等-粗たん白質、粗脂肪,	R01.12	60%イナホフィッシュミール	同左	株式会社稲井 塩釜市
浦			5, 粗灰分	栄養成分等 - 粗たん白質、粗脂肪、	R01.12	60%フィッシュミール	同左	塩釜水産飼料株式会 社 塩釜市
違反の有無及び違反の	ш	展	験	X	製 建油 (人工 追入工	飼料の名称	収去場所	製造事業場等の 名称及び所在地

(<u>详</u>) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「瘛」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であるこ

令和二年三月十三日

○宮城県告示第百八十九号

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和四十一年宮城県告示第三百

七十八号(海岸保全区域の指定)で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

宮城県知事 村 井 嘉

報

一 解除予定保安林の所在場所 石巻市清水田浜二渡一の四か 一八、二一の一○一 保安林として指定された目的	〇宮城県告示第百九十号の宮城県告示第百九十号	岸三 陸 南 沿 海 華 岸 漁 港	沿岸名 漁港名
元を目的に、一の四から	である。	区 海の 岸 浜 地	海地岸名区
の一三、尾崎一六の一六	宮城県知事(村)井(嘉)浩四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安	本ノキウムラナネ点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点点	指定区域

三解除の理由

指定理由の消滅

海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定により、昭和三十五年宮城県告示第五百○宮城県告示第百九十一号

令和二年三月十三日

宮城県知事

村

井

嘉

岸三 陸南沿 岸志 津川 海 区本 海戸 岸辺 地	大分類 中分類 小分類	海岸の名称
(ソ) (は) (ス) (タ) (オ) (ス) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ) (カ	5	旨定文域
度 度 度 度 定 七 七 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分 分		

第86号	令和	2年:	3月1	.3日	金	曜日	1		宮		城		県		公		報											(8)
北緯三八度三八分二二秒六一〇○東経一四一二四秒五九六九の地点 北緯三八度三八分二二秒八二〇一東経一四一上四秒	ゆてくてくのもず、三を一〇一でである。 ● 「一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一	上記録の	□互少○四二二の也点 北緯三八度三八分二三秒二三二三東経一四一	北緯三八度三八2六二三秒三一四一東経一四一二五秒二一六四の地点	北緯三八度三八分二三秒四二〇九東経一四一二五秒一四九一の地点	北緯三八度三八分二三秒七八○九東経一四一二五秒○三匹匹の地点	*約三八度三八九三三秒九九十二東経一四一#2三〇六の出点	ゆ)三)(こ)とえ四秒○九○○東経一四一緯三八度三十の出点	□記録)LEE)位置、四秒二○○六東経一四一二五巻二○プ○の出点	ゆニ)人)))して四秒五三一九東経一四一緯三八度ナナの出点	ニニルヨニルよう也ま ニオタヨニルとこいりと ニスタニハカニニ 北海区 アカロの 出点	ニル対ス人はヨハカス、五秒○五一七東経一四一二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	二 北 緑 に 大 に 大 に に に に に に に に に に に に に に に	少三四八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八三八	二五少二九七二の二五十年三八度三八三五十月	ゆヨニューンのまごの おりま アルス・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・	ニュルヨニルミニの也まれ、北緯三八年三八分二五秒六二二一東経一四一二十年六〇三王の出よ	ニ記炒≒ニニンセミニ五炒六四四○東経一四一ニ五炒六八一九の地点	北緯三八度三八2二五秒六四四四東経一四一二六秒一四四四の地点	北緯三八度三八分二五秒六四六九東経一四一二六秒一一四五の地点	_ 北緯三八度三八分二五秒六九九五東経一四一二六秒○五一七の地点	北緯三八度三八分二六秒四五一二東経一四一二六秒〇二四六の地点	点─北緯三八度三八分二六秒七八七○東経一四一─二五秒九七二八の地点	北緯三八度三八分二七秒○七○八東経一四一二五秒八八五匹の地点	北緯三八度三八分二七秒三八二二東経一四一一年を七十八二十の地点	ゆニス)ミンセスニ七秒七○九一東経一四一緯モノブニーの出点	□エルケドト、「二つセズ七秒八四二○東経一四一二五种ロイニナの単点	少切 ここしつ也気 緯三八度三八分二八秒一六七八東経一四一
度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	二七分	二七分	二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分	度二七分
	沿岸 岸 区海岸 先海岸	大分類 中分類 小分類 机小分分	海岸の名称			令和二年三月十三日	に供する。	なお、その関係図面は、宮城県庁(土木	六十七号で指定した海岸保全区域を、次の	海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第	○宮城県告示第百九十二号	(3)	//_	ή/λ/ν/γ	1	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /	ÿ (₹ ₹;	サーク・点点	(7) (7) 点) (7/点) (戏 点	(力) (力)	(7i/s)) (73	() (7)	†) (7 1	(h (i	
一九の地点 → 一九の地点 → 一九の地点 → 一九の地点 → 一九の地点 → 一十二番一地先の北緯三八度五二分 → 一十二番一地名の北緯三八度五二分	一○個一四沼市	j.			宮城県知事 村 井 嘉 浩			(土木部河川課)及び宮城県気仙沼土木事務所に備え置いて縦覧	のとおり変更する。	第三条第一項の規定により、昭和五十年宮城県告示第千二百		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	世界則也系こよる。	コ、サ、ジをバイの各点を頂欠吉しごりロと、ワ、メ、ン、ガ、ダ、ゲ、ガ、ボ、ボ、ボ、ボ、ボ、ボ、ボ、ボ、ボ、ボ、ボ、は、ボ、ボ、は、ボ、ボ、ボ、ボ		、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、()、	章三しを三しか三日かれて町五夏圣一町一 静三〇八月三の地三田かして町五夏圣一町一 静三八月三八分三日から三田が一町一	⊉三乀度三乀分三国少三ュ ルご夏圣一四一秒五九三一の地点 緑三八度三八分三○秒七二五匹東経一匹一	秒八八○一の地点 砂八八○一の地点 緑三八度三八分二八秒六三一九東経一四一	秒四八三七の地点 繰三八度三八分二匹秒匹七匹六東経一匹一	秒八七七一の地点 - 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の地点	秒四六四九の地点緯三八度三八分二一	秒○八八一の地点		<u>はこんをこんかこことは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またでは、またで</u>	彰三人を三人かニニシリニニ可発・リー教三人を三人かニニシリニニ可及ニョネーリー	韋三し変三しか二二少四し三二夏圣一四一秒五二九八の地点

言

第86号	令相	2年	3月13	3日 会	企曜日		'呂'		ζ <u></u>	県		公		報										((10
																									_
三秒三二一七東経一四一四秒五八○三東経一四一	☆六一○○九世気 二八庆三九分○五秒一七九三東経一四一二八大七の地点	上章三、て変三なから、「なりでは、「なりでは、「なりでは、」という。「ない」と、「ない」、「ない」、「ない」、「ない」、「ない」、「ない」、「ない」、「ない」	三八秒九二五八の地点	二八度三九分○六沙三九二九東経一四一二一二二の地点 二八三九分○六秒六三七七東経一四一二八度三九分○六秒六三七七東経一四一	三九少二一四八の也点「北緯三八度三九分八三九十の世点」北緯三八度三九分〇六秒六三六二東経一四一二九秒八三九十年三十月三十十年三十十年三十十年三十十年三十十年三十十年三十十年三十十年三十十	二、「夏三九分○七少二三四五東圣一四一二三三四の地点 二八度三九分○七秒八九六七東経一四一二八度三九の出た	叩)炒入人三乀)地点──北緯三八度三九分○八秒六二○八東経一四一四一秒三二二一の地点	二八度三九分〇九秒二一〇〇東経一四一二七六〇の地点 二八度三九分〇九秒二八二五東経一四一二八度三九分〇九秒二八二五東経一四一	六三二五の地点ニ八度三九分○九秒八五五○東経一四一七プ三二の垻点	こ六三二つ也点 二八度三九分一○秒○五○○東経一四一二八度三九分十二	八六四九の也点 二八度三九分一○砂二三三一東経一四一二八度三九分一○砂二三三一東経一四一)二(三)	一八三○9地点 二八度三九分一○秒五一七四東経一四一二二三ノの地点	二二三八り也点 二八度三九分一○砂五三四七東経一四一二匹三ナの出点	二四三九の地点 二八度三九分一○秒六○六○東経一四一二八度三九分一○秒六○六○東経一四一	二八七丘の地点二八七丘の地点二八七丘の地点二八度三九分一〇秒六六八三東経一四一一四二十の地点	ーपニニア地点 二八度三九分一○秒七七六三東経一四一二五三三の地点	ニ丘三三の地点ニムモニの地点ニハウニの地点ニハウニー・ションのは、ニューブラのサール	ムー九六の地点 二八度三九分一一秒一二六九東経一四一 ラニロラの地点	少に二切にり也点 緯三八度三九分上一秒四六五五東経一四一	二三の他点度三九分一一秒六一三六東経一四一度三九分一一秒六一三六東経一四一	少丘九四二の地点 緯三八度三九分十一秒八四二一 東経一四一	少七六二つの也点 緯三八度三九分一一秒九九七八東経一四一秒パ丑九四の地点	ル明の地気 度三九分一二秒二八九八東経一四一	沙二〇六九の也点 終三ノ厚三ナターニ私三三三プ夏糸一D-
度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	度二六分	月ニッター
下山際沢	2佐手山の沢	佐手山の沢	折葉沢 2	折葉沢 1	上志田沢	荒沢		区域の名称		有 有三年三月	毎に打分する	第七条第一項及び	育二を育一頁をど	上少段与警戈) 宮成県吉示第百										
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の 種類 類 象	因の土 と発 な 生 災 る 原		F E E		て穿ナ多第一			百ん十四号										
とおり) 仙台市青葉区新川字下山際(次の図の	とおり) 仙台市青葉区新川字佐手山(次の図の	とおり) 仏台市青葉区新川字佐手山(次の図の	とおり)	とおり) 仙台市青葉区上愛子字折葉(次の図の	のとおり) 仙台市青葉区上愛子字上志田(次の図	おり) 仙台市青葉区上愛子字荒(次の図のと		区域の所在地	19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 1	774X17 [1]		一項の表気により、 どの巨丸を出位災害警戒巨丸がて出位災害非労警戒官	質の規定により、	「る上少災害方上寸衰り隹重こ場する去せ 」		界測地系	と頂欠者しご泉こより目ましこくなける。	マ)(チ) マ)(チ) ```(:	ウ)九月 、三のカラン オ)点	更二と 二七の サ点 ラーカ	更二九月 カナラの地点 カカラ	度三九分点(○三の)	が点 化章三八度三九分)八少二 四一秒九六四二の地点 おきごり ラカタン まれる アルカン アルカン アルカン アルカン アルカン アルカン アルカン アルカン	€□ 見して とうしょう とうしょう こうしょう こうしょう しょう とうしょう かんりん こうしょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう しょう	度三九分)
						おの図のと	関する	必要な衝撃 の規制に構		寸		響用区均及で	管戈玄或及び			j j	(7th)(4	r)(=)	、か、キ、ク、ケア利用を	クコニコトし良る	三沙丘九三三東圣	二沙七〇六三東圣ノ和三カベノ東系	て少三六つ八東圣王科プニカグ東経	イニノロフラダ	二沙三八四六東径
					1 亡 二 元	成県山台上大事宮城県土木部防		縦覧場所	著	i i		11有罗鲁州 另警刑区	上少足害寺川警伐云	(平戈上二年去聿育丘上159)			/\	1)(z)(z)(z)(z)(z)(z)(z)(z)(z)(z)(z)(z)(z)] <u> </u>				釜一四一度二六分	 4 D	経一四一度ニ六分

高森沢	地境沢	3下田沢の沢	2下田沢の沢	1 下田沢の沢	下田沢	木戸沢	大六天沢	西原沢2	西原沢1	大手門沢	根地木沢	新田沢	石積沢	棒目木沢3	棒目木沢2	薬師前沢	岩谷堂沢	中 山 田	中山田沢2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
字西風側(次の図のとおり)	おり) 仙台市青葉区大倉字赤岩(次の図のと	仙台市青葉区大倉字下田沢(次の図の	とおり) (次の図の仙台市青葉区大倉字下田沢(次の図の	とおり) 仙台市青葉区大倉字下田沢(次の図の	とおり) (次の図の仙台市青葉区大倉字上田沢(次の図の	おり) 仙台市青葉区大倉字木戸(次の図のと	とおり) とおり)	おり) 仙台市青葉区大倉字西原(次の図のと	おり) 仙台市青葉区大倉字西原(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区大倉字大手門(次の図の	とおり) 仙台市青葉区大倉字根地木(次の図の	おり) 仙台市青葉区大倉字新田(次の図のと	(次の図のとおり) 仙台市青葉区熊ヶ根字石積、字赤沢山	とおり) 仙台市青葉区作並字棒目木(次の図の	とおり) 仙台市青葉区作並字棒目木(次の図の	とおり) 仙台市青葉区作並字薬師前(次の図の	とおり) 仙台市青葉区作並字岩谷堂(次の図の	とおり) 仙台市青葉区新川字中山田(次の図の	とおり) 仏台市青葉区新川字中山田(次の図の

 深野 沢 1	御林沢	中白木	吉成山沢	上山崎沢	薬師沢	日向沢	山 根 沢 1	上菅田沢	上菅田沢 2	3向大倉山沢	2向大倉山沢	矢籠山沢	屋敷平沢3	屋敷平沢1	横川岳沢3	横川岳沢2	横川岳沢1
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流
図のとおり)	字白木(次の図のとおり)	(次の図のとおり) (次の図のとおり)	とおり) 仙台市青葉区芋沢字吉成山(次の図の	山、字上小作(次の図のとおり)仙台市青葉区大倉字上山崎、字向大倉	図のとおり) 図のとおり) は台市青葉区大倉字向大倉山、字薬	字東上原、字向前原 (次の図のとおり)根、字熊坂、字丸森、字水口、字上原、根、字熊坂、字丸森、字水口、字上原、仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山	上原、字上原(次の図のとおり)根、字沢口、字字治沢、字湯湧、字東根、字沢口、字字治沢、字湯湧、字山仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山	湧(次の図のとおり)田、字垣隅、字沢口、字宇治沢、字湯田、字垣隅、字沢口、字宇治沢、字場	田、字垣隅、字湯湧(次の図のとおり)仙台市青葉区大倉字向大倉山、字上菅	隅、字大葉羅(次の図のとおり)仙台市青葉区大倉字向大倉山、字垣	隅、字大葉羅(次の図のとおり)仙台市青葉区大倉字向大倉山、字垣	羅、字川縁(次の図のとおり)山、字大葉羅上、字大葉羅下、字大葉 山、字大葉羅上、字大葉羅下、字大葉	とおり) 仙台市青葉区大倉字屋敷平(次の図の	とおり) 仙台市青葉区大倉字屋敷平(次の図の	(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林	(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林	(次の図のとおり) (次の図のとおり)

高柵	大手門	小原	鳥谷峯の2	鳥谷峯の1	大原	折葉の2	柿崎	芋沢八幡	水の森	1三十人町の	辺田の沢	熊沢	森安沢	大杉の沢	西向の沢	2丸山沢3 –	1 丸山沢 3 –	丸山沢2	丸山沢
の 崩傾 壊斜 地	の 崩 壊 地	の 崩傾 壊斜 地	の 崩傾 壊 地	の 崩壊地	の 崩傾 壊 地	の 崩傾 壊 地	の 崩壊 地	の 崩傾 壊 地	の 崩 壊 地	の 崩壊 地	土石流	土石流							
おり) 仙台市青葉区大倉字高柵(次の図のと	とおり)仙台市青葉区大倉字根地木(次の図の	おり) 仙台市青葉区大倉字小原(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区大倉字鳥谷峯(次の図の	とおり) 仙台市青葉区大倉字鳥谷峯(次の図の	おり) 仙台市青葉区大倉字大原(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区上愛子字折葉(次の図の	おり) 仙台市青葉区芋沢字柿崎(次の図のと	おり) 仙台市青葉区芋沢字八幡(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区水の森一丁目(次の図の	とおり) 仙台市青葉区川内三十人町(次の図の	図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字辺田(次の	図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字山口(次の	図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字大杉(次の	図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字大杉(次の	図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字西向(次の	図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字丸山(次の	図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字丸山(次の	山(次の図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字大滝、字丸	図のとおり) 似台市太白区秋保町馬場字丸山(次の

屋敷平	横川岳の5	横川岳の4	横川岳の3	瀬戸原	深沢山	日 向 の 2	佐手山	棒目木	関一番の2	関一番の1	北谷地	地左衛門谷	佐井利の1	4向大倉山の	3向大倉山の	2向大倉山の	大倉薬師	大倉南	1向大倉山の
の急 崩傾 壊斜 地	の急 崩壊斜 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の急 頻 壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の急 崩壊斜 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の急 崩 壊斜 地
(次の図の組合市青葉区大倉字屋敷平 (次の図の	(次の図のとおり) (次の図のとおり)	(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林	(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字横川岳、国有林	とおり)仙台市青葉区作並字瀬戸原(次の図の	とおり)仙台市青葉区作並字深沢山(次の図の	おり) 仙台市青葉区作並字日向(次の図のと	とおり)仙台市青葉区新川字佐手山(次の図の	とおり) 仙台市青葉区作並字棒目木(次の図の	のとおり) 仙台市青葉区熊ヶ根字関一番(次の図	のとおり) 仙台市青葉区熊ヶ根字関一番(次の図	とおり)仙台市青葉区大倉字北谷地(次の図の	の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字源左衛門谷地(次	(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字御林、字佐井利	山(次の図のとおり)仙台市青葉区大倉字上菅田、字向大倉	(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山根	(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字山根、字向大倉山	(次の図のとおり) (次の図のとおり)	の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字南、字西風側(次	仙台市青葉区大倉字向大倉山(次の図

東仙台の1	鶴ケ谷の4	化粧坂	2下清水下の	1下清水下の	苦地中	鳥谷峯	西原の6	西原の5	西原の2	西 原 の 1	下田沢の5	6向大倉山の	5向大倉山の	4向大倉山の	3向大倉山の	2向大倉山の	1向大倉山の	西風側	矢籠山の3
の急傾線地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊対地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の急 崩線 地
のとおり) 仙台市宮城野区東仙台一丁目(次の図	七丁目(次の図のとおり) 仙台市宮城野区安養寺三丁目、東仙台	とおり)仙台市宮城野区岩切字大前(次の図の	のとおり) 仙台市青葉区芋沢字下清水下(次の図	のとおり) 仙台市青葉区芋沢字下清水下(次の図	とおり) 仙台市青葉区芋沢字苦地中(次の図の	とおり)仙台市青葉区大倉字鳥谷峯(次の図の	おり) 仙台市青葉区大倉字西原(次の図のと	おり) 仙台市青葉区大倉字西原(次の図のと	おり) 仙台市青葉区大倉字西原(次の図のと	おり) 仙台市青葉区大倉字西原(次の図のと	とおり) 仙台市青葉区大倉字下田沢(次の図の	(次の図のとおり)	根、字丸森(次の図のとおり)仙台市青葉区大倉字向大倉山、字山	口、字山根(次の図のとおり)仙台市青葉区大倉字向大倉山、字沢	田(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字向大倉山、字上菅	(次の図のとおり) (次の図のとおり)	羅上(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字向大倉山、字大葉	(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字西風側、字滝ノ上	(次の図のとおり) (次の図のとおり)

西向 の 3	西向 の 2	2野尻町南の	1野尻町南の	昼野	土蔵	辺田	馬場山口	大杉の2	大 杉 の 1	田田	土樋の2	鶴ケ谷北	丁目谷東六	丁目谷東二		入 山 の 2	入 山 の 1	安養寺の3	安養寺の2
の急 崩傾 壊斜	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊 地	の崩壊地	の崩壊 地	の 崩壊 地	の急 崩傾 壊斜 地
図のとおり)	図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字大滝(次の	(次の図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字野尻町南	(次の図のとおり) 仙台市太白区秋保町馬場字野尻町南	図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字昼野(次の	図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字土蔵(次の	図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字辺田(次の	図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字山口(次の	図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字大杉(次の	図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字大杉(次の	り) 仙台市太白区山田本町(次の図のとお	図のとおり)仙台市若林区土樋、土樋一丁目(次の	南光台東二丁目(次の図のとおり)仙台市宮城野区鶴ケ谷北二丁目、泉区	図のとおり)仙台市宮城野区鶴ケ谷東四丁目(次の	谷六丁目(次の図のとおり)仙台市宮城野区鶴ケ谷東二丁目、鶴ケ	のとおり) 仙台市宮城野区燕沢東三丁目(次の図	とおり)仙台市宮城野区岩切字入山(次の図の	とおり)仙台市宮城野区岩切字入山(次の図の	のとおり) 仙台市宮城野区安養寺一丁目(次の図	(次の図のとおり) 仙台市宮城野区安養寺二丁目、蟹沢

芳ノ沢	瀬木沢	北鎖	上菅	中菅	福岡台	堰田	朴ノ木	杭城山	杉下	堂所屋敷	大沢日焼	目山の寺一丁	松陵	松森内町	小堤	旭丘堤	水上北	町北	中
の 崩壊 地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊地	の 崩壊地	の崩壊地	の崩壊地	の 崩線 地
おり) 仙台市泉区朴沢字芳ノ沢(次の図のと	おり) 仙台市泉区朴沢字瀬木沢(次の図のと	り) 仙台市泉区福岡字北鎖(次の図のとお	図のとおり) 仙台市泉区福岡字上菅、字中菅(次の	り) 仙台市泉区福岡字中菅(次の図のとお	仙台市泉区福岡字台 (次の図のとおり)	(次の図のとおり) (次の図のとおり)	り) 仙台市泉区西田中字台(次の図のとお	とおり) 仙台市泉区西田中字杭城山(次の図の	図のとおり) 仙台市泉区小角字杉下、字日陰(次の	敷(次の図のとおり) 仙台市泉区根白石字堂所山、字堂所屋	のとおり) 仙台市泉区七北田字大沢日焼(次の図	おり) 仙台市泉区山の寺一丁目(次の図のと	図のとおり) 仙台市泉区歩坂町、松陵一丁目(次の	町、鶴が丘二丁目(次の図のとおり)仙台市泉区松森字内町、字西沢、字下	堤(次の図のとおり)仙台市泉区虹の丘一丁目、上谷刈字小	おり) 仙台市泉区旭丘堤二丁目(次の図のと	の図のとおり) 仙台市太白区秋保町長袋字水上北(次	図のとおり)仙台市太白区秋保町馬場字町北(次の	のとおり)のとおり)のとおり)

堀田沢の1	岩下	草井原	沢ノ口	檀ノ原の2	針生山	銅谷堤下	青笹山	花輪山	朴ノ木山	檀ノ原の1	新小山	平場	小家下	上菅	細椚向芦沢	高森一丁目	七北田新田	白水沢	草井原
の急 崩傾 壊斜 地	の 崩壊地	の 崩 壊 巣 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の急 頻 壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の 崩壊 地	の 崩 壊 巣 地	の急 崩壊斜 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地 地	の急 崩 壊斜 地
山(次の図のとおり)山(次の図のとおり)	り)仙台市泉区朴沢字岩下(次の図のとお	(次の図のとおり) 仙台市泉区朴沢字草井原、字経堂原	おり) 仙台市泉区朴沢字中小屋(次の図のと	おり) 仙台市泉区朴沢字檀ノ原(次の図のと	(次の図のとおり) 仙台市泉区根白石字行木沢、字針生山	下(次の図のとおり)仙台市泉区根白石字銅谷山、字銅谷堤	(次の図のとおり) 仙台市泉区根白石字青笹山、字姥懐	(次の図のとおり) 仙台市泉区根白石字上川原、字花輪山	(次の図のとおり) 仙台市泉区西田中字根岸、字朴ノ木山	おり) 仙台市泉区朴沢字檀ノ原(次の図のと	り) 仙台市泉区福岡字小山(次の図のとお	り) 仙台市泉区福岡字平場(次の図のとお	の図のとおり)仙台市泉区福岡字小家下、字鰻沢(次仙台市泉区福岡字小家下、字鰻沢(次	おり) 仙台市泉区福岡字菅ノ崎(次の図のと	のとおり) 仙台市泉区実沢字細椚向芦沢(次の図	敷(次の図のとおり)仙台市泉区高森一丁目、実沢字菅野屋	目、将監殿一丁目(次の図のとおり)仙台市泉区七北田字野山、将監四丁	目(次の図のとおり)仙台市泉区七北田字白水沢、将監一丁	おり) 仙台市泉区朴沢字草井原(次の図のと

田下	相野沼2	1 地 1	1地 0 獄 八 4 -	9地獄沢4-	8地獄沢4-	7地獄沢4-	6地獄沢4-	5地獄沢4-	4 地獄沢 4 -	3 地 沢 4 -	1 地	地獄沢3	地獄沢2	山 の 寺 の 2	山 の 寺 の 1	館	大満寺	坂下	堀田沢の2
土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊 地	の 崩壊地	の急 崩傾斜 地
(次の図のとおり) (次の図のとおり)	とおり) 遠田郡涌谷町上郡字相野沼(次の図の	とおり) 遠田郡涌谷町小里字館ヶ森(次の図の	おり) 遠田郡涌谷町成沢字後田(次の図のと	とおり) 遠田郡涌谷町成沢字古清水(次の図の	おり) 遠田郡涌谷町成沢字横沢(次の図のと	万貫木(次の図のとおり) 遠田郡涌谷町成沢字雨溜、字横沢、字	(次の図のとおり) 遠田郡涌谷町成沢字万貫木、字中里	(次の図のとおり) 遠田郡涌谷町成沢字成沢中、字沢田	とおり) 遠田郡涌谷町成沢字金洗沢(次の図の	とおり) 遠田郡涌谷町成沢字金洗沢(次の図の	の図のとおり) 遠田郡涌谷町小里字守、字鹿の子(次	おり) 遠田郡涌谷町小里字立場(次の図のと	字寺池、字新脇(次の図のとおり)遠田郡涌谷町小里字五郎沢、字立場、	おり) 仙台市泉区山の寺二丁目(次の図のと	おり) 仙台市泉区山の寺二丁目(次の図のと	仙台市泉区館四丁目 (次の図のとおり)	の図のとおり) 仙台市泉区小角字日陰、字大満寺(次	り)仙台市泉区朴沢字坂下(次の図のとお	とおり)仙台市泉区根白石字銅谷山(次の図の
													おり図のと						
												務所は音言える	成果と 災砂防課及び宮 宮城県土木部防						

2福沢の1-

の 崩壊 地

おり) 遠田郡涌谷町涌谷字福沢

(次の図のと

2 涌谷の 2 –

の 崩壊 地 地

おり) 遠田郡涌谷町涌谷字福沢

(次の図のと

1福沢の

1

の 崩壊 地

おり) 遠田郡涌谷町涌谷字福沢

(次の図のと

1涌谷の2 –

の 崩壊 地

(次の図のとおり) 遠田郡涌谷町涌谷字福沢、

字日向町

涌谷の

1

の 崩壊 地

おり)遠田郡涌谷町涌谷字上町

(次の図のと

上谷崎

の 崩壊 地

とおり) 遠田郡涌谷町上郡字上谷崎

(次の図の

長根南

の 崩 壊斜 地

とおり) 遠田郡涌谷町小里字長根南

(次の図の

八郎崎

 $\stackrel{\scriptscriptstyle |}{1}$

の 崩 壊 地

とおり) 遠田郡涌谷町上郡字八郎崎

(次の図の

八郎崎-2

の 崩壊 地

とおり) 遠田郡涌谷町上郡字八郎崎

(次の図の

短台沢

岩流

のとおり) 遠田郡涌谷町猪岡短台字短台

(次の図

福沢

岩流

おり) 温田郡涌谷町涌谷字福沢

(次の図のと

○宮城県告示第百九十五号

令和二年三月十三日

て縦覧に供する。) 「次の図」 は、 省略し、 その図面及び関係書類は、 当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

新見竜寺前

の制度斜地

竜寺前、字龍渕寺(次の図のとおり)遠田郡涌谷町涌谷字新見竜寺前、字見

外作田の2

の 崩壊 地

をおり) 遠田郡涌谷町涌谷字外作田

(次の図の

福沢の3

の 崩 壊斜 地

おり) 遠田郡涌谷町涌谷字福沢

(次の図のと

福沢の2

の急 崩 壊斜 地

おり) 遠田郡涌谷町涌谷字福沢

(次の図のと

第七条第一項の規定により、 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 次の区域を土砂災害警戒区域に指定する (平成十二年法律第五十七号)

宮城県知事 村 井 嘉

_	3月1	3日	金曜日	1			ζ	県	公								(16)
	湯ノ倉	大久保	千刈田の沢	相野沼1	小里沢1	2地獄沢4-	地 獄 沢 1	大沢	天狗沢	大豆沢	下倉	折 葉 の 1	山根沢2	屋敷平沢2	月見沢	区域の名称	
	地すべり	地すべり	土石流	土石流	土石流	土石流	土石流	地すべり	地すべり	地すべり	地すべり	の崩壊地	土石流	土石流	土石流	の自因の 種然と発 類現な生 象る原	土砂災害
	図のとおり)加美郡加美町宮崎字湯ノ倉一番(次の	遠田郡涌谷町上郡字大久保(次の図の	図のとおり) 遠田郡涌谷町猪岡短台字仏供殿(次の	とおり) とおり)	おり)おり)	(次の図のとおり) 遠田郡涌谷町成沢字金洗沢、字藤原	遠田郡涌谷町小里字五郎沢(次の図の	白区坪沼字一貫地(次の図のとおり)名取市高舘熊野堂字大沢中、仙台市太	とおり) とおり)	大豆沢(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字新田、字前原、字	下窪(次の図のとおり) 仙台市青葉区大倉字狐森、字堰下、字	とおり) (公司の本のでは、 (公司ののでは、 (公司ののでは、) とおり) () とおり) () とおり) () できる。	図のとおり) 似のとおり) は、字丸森、字東上原、字上原(次の根、字丸森、字東上原、字上原(次の	とおり) とおり)	おり)仙台市青葉区上愛子字荒(次の図のと	区域の所在地	
							宮城県北部土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び								宮城県仙台土木事務所宮城県土木部防災砂防課及び	縦覧場所	
			= ,						定	五〇十一時			=		_	り系	 メ 1
東盆釜調钊薬司	名		薬局	あべ脳神経クリニック	やまと在宅診療所大崎	名称	病院・診療所	令和二年三月十三日	定したので、同法第六十九条	五十四条第二項の規定により、○障害者の日常生活及び社会生	公	令和二年四月一日から令	ユ	仙台市青葉区花京院二丁	契約の相手方	令和二年三月十三日り委託した。	メーター作動及びパーキング
一	户	Ē		名取市上余田字市の坪二七〇番地	大崎市古川駅東一-五-一七	所在地		宮城県知事	第六十九条の規定により公告する。	規定により、自立支援医療のうち精神通院医療を行う医療機関として次のとおり指活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第	告	日から令和三年三月三十一日まで	ュリオン東北株式会社	花京院二丁目一番十四号	宮城県知事		パーキング・チケット発給に係る手数料の収納事務を令和二年二月十四日次のとお
一令和二年三月一日	打 元 年	Ē		令和二年三月一日	令和二年三月一日	指定年月日		村井嘉浩		う医療機関として次のとな成十七年法律第百二十三日					村井嘉浩		を令和二年二月十四日次

「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所におい

○宮城県告示第百九十六号 て縦覧に供する。)

あべ脳神経クリニック	やまと在宅診療所大崎	名称
名取市上余田字市の坪二七〇番地	大崎市古川駅東一-五-一七	所 在 地
令和二年三月一日	令和二年三月一日	指定年月日

二薬局

東塩釜調剤薬局	名称
塩釜市藤倉三丁目六 – 一	所 在 地
令和二年三月一日	指定年月日

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百五十八条第一項の規定により、パーキング・ 六十五条の規定により、次のとおり精神通院医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機 〇障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第 _

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

関の指定の辞退があったので、 令和二年三月十三日 同法第六十九条の規定により公告する。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

病院・診療所

やまと在宅診療所大崎	名称
大崎市古川駅東三-一-二一-一F一〇	所 在 地
令和二年三月一日	辞退年月日

薬局

 \equiv 訪問看護事業者等 報

共創未来河北薬局

石巻市成田字小塚一三二-四

令和一

二年三月

日

名

称

所

在

地

辞

退 年

月

 \exists

公益社団法人宮城県看護 協会加美訪問看護ステー	名称
加美郡加美町字南町一八一-一	所 在 地
令和二年三月一日	辞退年月日

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。 〇都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

令和二年三月十三日

名取市高舘熊野堂字岩口上二十三番二十九、二

宮城県知事

村

井

嘉

浩

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

地域の名称

十五 番七の地先の水 十四番、二十五番七、二十七番一、六十一番、二 東京都千代田区丸の内三丁目一番一号 出光興産株式会社

〇政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和. 一年三月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県警察勤務管理システム構築業務
- 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地「宮城県警察本部総務部会計課 仙台市青
- 葉区本町三丁目八番
- 三 契約の相手方を決定した日 令和二年一月二十九日

契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 北港情報サービス株式会社 大阪府吹田市豊

津町八番七号

四

契約金額 二億三百九十四万円

Ŧī.

契約の相手方を決定した手続 随意契約

六

七 契約の相手方を決定した理由 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の

教 育 委

員

숲

一第一項第二号該当

○宮城県教育委員会訓令甲第一号

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月十三日

宮城県教育委員会

伊

東

昭

代

教育長

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

宮城県教育委員会職員安全衛生管理規程(平成二年宮城県教育委員会訓令甲第四号)の一部を次の

勤職員等」を「、会計年度任用職員(地方公務員法第二十二条の二第一項に規定する職員をいう。)等」 ように改正する 第三十一条中「伝染病等」を「感染症等」に改める 第四十四条の見出し中「臨時職員等」を「会計年度任用職員等」に改め、同条中「臨時職員、非常

に改める。

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。

○宮城県教育委員会告示第六号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定によ 教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、 令和二年三月十三日 次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

宮城県教育委員会 教 育 長

伊

東

昭

代

三 事 件 $\vec{}$

場

所 時

 \exists

令和二年三月十七日 教育委員会会議室

午後一時三十分

第一 号議案

第一 一号議案 教育功績者表彰について 職員の人事について

第三号議案 宮城県教育委員会行政組織規則の一部改正について

第四号議案 教育財産管理規則の一部改正について

第五号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則第二条第一項第五号に規定する「あらか

じめ教育委員会が指定した委員」の一部改正について

県立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

市町村立学校職員の人事評価に関する規則の一部改正について

第九号議案 宮城県教育委員会に属する臨時的任用職員の給与に関する規則の制定について 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

第十一号議案 第十号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正につ

宮

第十二号議案

教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

第十三号議案 宮城県教科用図書選定審議会委員及び専門委員の人事について

第十四号議案 宮城県特別支援教育将来構想実施計画(後期)について

傍聴者の定員

四

十二人

傍聴手続

Ŧî. 1 傍聴希望の受付は、

者に対して行います。 会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望

傍聴の手続は、 先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班 (電話〇二二-二111-三六11)

選挙管理委員会

○宮選管告示第二十三号

おりである。 十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のと 数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四 の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た る選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはそ 六条第一項、 第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十 令和二年三月二日現在における地方自治法 第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要す (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び

令和二年三月十三日

宮城県選挙管理委員会

委員長 伊 東 則

夫

地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数 三八、六六四

 \equiv える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて 得た数とを合算して得た数 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による八十万を超

三四一、六四七

Ξ 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数 塩 泉 白 気仙沼・本吉選挙区 石 太 若 宮 卷 • 石 城 選 刈田 牡鹿 選 選挙 選挙区 挙 区 X 区 区 X 区 区 五九、 五三 六四、 三八、二六六 八一、七三八 Ŧ, 八九四 00七 四七二 八九四 六三八 五三五 五二七 柴 富 東 栗 登 岩 宮 豆 谷・ 松 崎 原 理 田 米 沼 城 黒川 選 選 選 選 選 挙 挙 挙 挙区 区 区 区 区 区 三六、 =; \equiv 五 \equiv \equiv 九、 九二七 四四四四 四三五 三五 〇九五 四六八 四六四 七一七一

第86号 を合算して得た数は、次のとおりである。 に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と 六十二号)第八条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の八十万を超える数 ○宮選管告示第二十四号 令和二年三月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律 令和二年三月十三日 多賀城・七ヶ浜選挙区 田 · 取 伊具選挙区 選 挙 区 二二、大三三 一二、一五〇 四三三 遠 加 田 美 選 選 挙 挙 区 X (昭和三十一年法律第百 八、 六二四 五〇五

宮城県選挙管理委員会

委員長

伊

東

則

夫

三四一、

六四七

슾

収 用 委 員

〇宮城県収用委員会告示第7号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定

IJÌ 拔 示 耳 \mathbb{H}

委

 \blacksquare KK KK

起業者の名称

令和2年3月13日

石巻市

事業の種類

2

内まで及び同市大街道東三丁目地内から同市大街道東二丁目地内まで)及びこれに伴う市道付替工 市道元明神大街道東二丁目線新設工事(宮城県石巻市門脇字元明神地内から同市門脇字浦屋敷地

裁決手続の開始を決定した土地の所在, 地番, 地目及び地積等

所在 宫城県石巻市門脇字元明神

1,264.36	2,811.85	2,814	雑種地	Ш	80番2
土地の面積(㎡)	実 測	公 簿	現 況	公 簿	当
収用しようとする	(\mathbf{m}^2)	地 積	Ш	地	

土地所有者の氏名及び住所

ただし、登記名義人 大森政治 法定相続人 (別紙のとおり)

なお、大森政治の登記記録上の住所 宮城県桃生郡矢本町赤井字鷲塚24番地

- (注) 別紙については、当委員会事務局に備え置いて縦覧に供する。縦覧時間は、宮城県の執務 時間を定める規則(平成元年4月1日宮城県規則第45号)に規定する県の執務時間とする。
- 土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

5

東永機工建設株式会社

上記代表者 代表取締役 小野寺智哉

宫城県仙台市宮城野区白鳥二丁目35番10号

裁決手続の開始を決定した年月日

6

〇宮城県収用委員会告示第8号

令和2年3月6日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定

令和2年3月13日

 \mathbb{H} 荗 派 Ħ \mathbb{H} 委 4K

起業者の名称

2 事業の種類

宮城県

県道山下停車場線改築工事(宮城県亘理郡山元町山寺字頭無地内から同町山寺字桜木地内まで)

裁決手続の開始を決定した土地の所在, 地番, 地目及び地積等

 ω

土地の所在 宮城県亘理郡山元町山寺字雁田

第86	6号	令和2年3月13日	金曜日	宮	城	県	公	報								(20)
									6		σı		4			
								令和2年	裁决手続	なし	土地に関	遠藤 龍之 宣城県百理	土地所有	139番 2		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
								令和2年3月6日	裁決手続の開始を決定した年月日		「一て所有権以		土地所有者の氏名及び住所	光地	公 簿	地
									き した年月日		入外の権利を有	遠藤 龍之	が住所	光	現況	ш
											する関係人のほ	米		189.08	公 簿	地
											長名,住所及ひ			185.13	実測	積 (㎡)
											土地に関して所有権以外の権利を有する関係人の氏名,住所及びその権利の種類			53.67	収用	収用又は使用しよ 土地の面積 (㎡)
											無			3.64	使用	() () ()